

消防ポンプ自動車売却仕様書

1 売却車両・仕様

別紙のとおり。

2 引取場所

竜王町防災センター（滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 1672 番地）

3 引取期限

契約締結後 30 日以内（車両の引渡は、売却代金の納入後とする。）

4 代金納入期限

契約締結後 10 日以内

5 売却の条件

- （1） 車両は、現状渡しとなります。車検は令和 2 年 6 月 3 日に満了し、一時抹消登録済みでの引き渡しとなります。車両の引き取りおよび登録または解体処分にかかる費用については、全て買主の負担となります。
- （2） 買主は、ボディ等の文字消去をすること。
- （3） 登録して使用する場合は、消防章の撤去、サイレンアンプの撤去をすること。
- （4） 解体処分の場合は、永久抹消登録の手続きが必要です。
- （5） 引渡し後の車両に係る一切の苦情については、受け付けません。
- （6） 竜王町は売却車両について契約不適合責任を負わない。また、引渡し後に隠れた契約不適合を発見しても竜王町は一切の責任を負わない。
- （7） 契約締結後、買主の都合で契約を解除することはできない。
- （8） 竜王町が指定した期日まで（契約締結後 10 日以内）に売却代金を一括して支払うこと。
- （9） 引渡し日時および具体的な搬送方法については竜王町と協議すること。
- （10） 車両引渡し時に受領書を提出すること。
- （11） 売却車両の搬送については買主の責任のもとで行い、搬送等に係る手続および費用（保険等を含む。）については買主が負担すること。搬送中に事故等が発生した場合において竜王町は一切の責任を負わない。

6 入札参加者

法人または個人とする。

個人の場合、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条の規定に基づく自動車の運転免許（同条第 3 項に規定する大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許に限る）を受け、本町の住民基本台帳に登録されていること。

法人の場合は、事業所を日本国内に有すること。

7 引き渡す物品

- （1） 売却車両本体
- （2） 売却車両の鍵
- （3） リサイクル券
- （4） その他車両の説明書等

別紙

項 目	説 明
初年度登録年月	平成 8 年 2 月
車体の形状	消防車
車名	いすゞ
型式	K C - N K R 71 G N
原動機の型式	4 H G 1
乗車定員	6 人
車両重量	3, 950 kg
車体の大きさ	長さ : 548 cm ・ 幅 : 190 cm ・ 高さ : 266 cm
総排気量又は定格出力	4. 57 L
燃料の種別	軽油
走行距離計表示値	14, 900 km
その他	・ 本車両は、公用車として使用していたものです。 ・ 車両には、経年や使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ等があります。 ・ この自動車は、NOx ・ PM 対策地域内は使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠は、NOx ・ PM 対象地域外です。 ・ その他記載のない事項については、別途協議を行うものとする。

消防ポンプ自動車 写真（令和7年6月撮影）



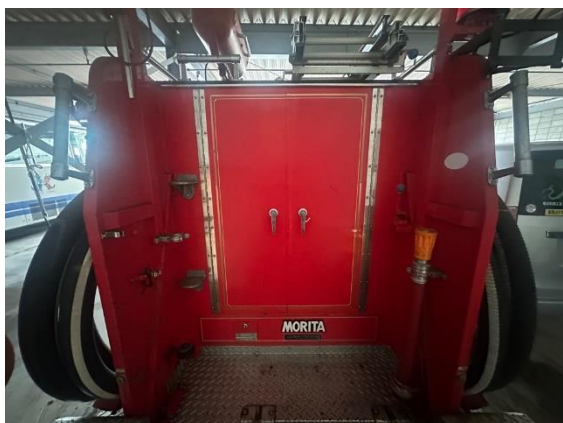
前部



側面（運転席側）



側面（助手席側）



後部



ダッシュボード周囲



前部座席



後部座席